

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年9月12日（火）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	川東千尋君	農林水産政策課長	砂田良一君
林務水産課長	川東輝昭君	耕地課長	西元剛君
農林水産政策課主幹	鎌田順一君	林務水産課長補佐	山之内治君
林務水産G長	落水田剛君	耕地課長補佐	川崎千秋君
耕地課主幹	森裕之君	商工観光部長	池田洋一君
商工振興課長	谷口隆幸君	霧島PR課長	藤崎勝清君
観光課長	八幡洋一君	企業振興室長	住吉謙治君
商工振興課主幹	西溜和幸君	観光課主幹	竹下淳一君
シティプロモーション推進G長	柳田謙一郎君	農業委員会事務局長	内田大作君
農業委員会事務局主幹	本村浩孝君	農業委員会事務局主幹	池之上徳幸君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

議案第57号 霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部改正について

議案第58号 霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定について

議案第59号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第60号 字の区域の変更について

8 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月5日の本会議で本委員会に付託になりました、議案5件の審査及び議長より研究依頼のありました「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

△ 議案第57号 霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部改正について

△ 議案第59号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

審査（1）、議案第55号から審査（3）、議案第57号については、まず、商工観光部長の総括説明の後、課長説明、質疑に入ります。まず、商工観光部長の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

今回、商工観光部におきましては、議案第55号、57号及び59号の3件の議案を提案いたしておりますことから、私のほうから、一括して御説明申し上げます。議案第55号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正については、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項を改めるとともに、本条例の補助対象業種に「研究開発施設」を追加するため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。次に、議案第57号、霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部改正については、県のかごしま応援寄附金市町村交付金の廃止に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。最後に、議案第59号、霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定については、歴史的風土や魅力ある温泉文化を活かすことにより、観光その他の産業を振興し、もって地域活性化を図るため、霧島市日当山西郷どん村を設置することに伴い、新たに本条例の制定をしようとするものでございます。詳細につきましては、各担当課長が御説明申し上げますので、それぞれの議案毎に御審議賜りますようお願いいたします。

△ 議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第55号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

はじめに、議案第55号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について、概要を御説明いたします。議案の21ページ、一部改正条例新旧対照表の30ページから31ページをご覧ください。農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が、平成29年7月24日に施行されたことに伴い、霧島市工場等立地促進に関する条例第3条第2号イを改めようとするものでございます。加えまして、本市における工業の振興及び雇用の増大に向けて、更に企業誘致を推し進める必要がありますことから、同条例第2条第1号中に「研究開発施設」を補助対象業種として追加しようとするものでございます。以上で、議案第55号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

法の改正により、この条例を改正するということでもあります。この改正によって、研究開発施設も対象となるということになるわけですが、この条例が改正されることによって、担当部署が新たにアプローチをするとか、若しくはこういう企業が可能性があるのではないかというような、今後、誘致に向けての具体的な対象となるようなものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

国のほうで基本方針を8月25日に策定しまして、これから県のほうが基本計画を策定することになっております。それを踏まえまして、市の実施計画を策定する運びになるんですけども、今の国のほうで考えている業種ということにつきましては、農産物直売所等の小売業とか農泊、農家レストラン等の宿泊業、飲食サービス業、木質バイオ発電、医療福祉、情報通信業など挙げていらっしゃると思いますので、市としては、これから庁内で協議をして対象業者を決めていくことになるかと思っています。

○委員（植山利博君）

宿泊業であるとか直売所であるとか、そういうところもこの範疇に入るといふようなことで、前回の条例改正でも、そういうところにくくりとして入ったというふうに理解しているんですけども、今回は、研究開発施設を新たに加えるということですが、今、説明のあった業種は、研究開発からは若干外れるのかなという気がしなくもないんですが、その辺のところはいかがですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

対象業種というのが、これまでは製造業、道路貨物運送業、梱包業、倉庫業、卸売業だったんですけれども、今回の農村地域工業等導入促進法の一部改正は、その5業種だけではなく、もう少し地域のニーズに合った産業も含めるといような改正でございます、研究開発施設はまた別という形で認識していただければというふうに思うところでございます。

○委員（植山利博君）

トヨタ車体研究所が進出をして大分たつわけです。あそこも研究開発の施設で製造工場ではないという理解をしているんですけれども、あそこが進出する際には、どういう取扱いだったのか、確認をさせていただきたいと思います。

○商工観光部長（池田洋一君）

トヨタ車体研究所につきましては、平成の始めに旧国分市が誘致した企業でございますけれども、そのころの誘致に向けた支援事業というものは、当時はなく、純粋に誘致をして研究開発というような形で、していただいている状況でございます。

○企業振興室長（住吉謙治君）

株式会社トヨタ車体研究所につきましては、業種という捉え方では自動車設計業というふうになるようでございます。日本標準産業分類表というのがあるんですけれども、それでいくという技術サービス業というような捉え方になっておりますので、研究開発施設という見方ではないというようなことでございます。

○委員（植山利博君）

その業種のくくりでいくと、現在、霧島市に立地しているところで、今回新たに入った研究開発施設と言われるような企業、施設があればお示しをいただきたいと思います。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、1か所ございまして、鹿児島臨空工業団地のほうに立地しておりますユピテル鹿児島が試験研究棟として建設されているところでございます。

○委員（木野田誠君）

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、ここをもう少し詳しく教えていただけますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

農村地域工業等導入促進法は、高度成長期において、農業と工業の均衡ある発展を図るとの要請から、農村地域における工業の立地を促進して、新たな雇用を創出するものとして制定されたものでございます。今般、産業構造の変化をする中で、同法の一部改正がありまして、先ほど申し上げましたとおり、今までは工業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業の業種が限定されておりました。その中で、農村地域への立地の高いと見込まれる産業にも拡大するということの見直しの改定でございます。それと研究開発施設につきましては、これまでは製造業、流通業、ソフトウェア業、郵便業など20業種を対象にした補助金でございましたけれども、今回、研究開発施設ということで、対象業種を増やしたものでございます。

○委員（有村隆志君）

業種が広がったということですのでけれど、今、市で想定している産業は、どういうものを想定しているのですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

農村地域工業等導入促進法における一部改正がありまして、これにつきまして国の基本方針を8月25日に決定がなされております。これを受けまして、今度は県が基本計画を作られます。法律に基づいて、どういうものを書きなさいとなっているんですけども、その計画を県が国の同意を得まして、その計画が出来上がった段階で、市のほうで実施計画を作るようになっている仕組みでございます。業種につきましては、その基本計画等を踏まえて、これから協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

名前は農村となっていますけれど、漁業も入るのですか。林業も含めて。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

これは農村地域における立地企業の立地ニーズが高いというふうな位置付けになっておりますので、そういう面からいけば、漁業とかは含まれないのかなと考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

この条例を改正することによって、何がどう変わるのか。それから農地との関係が出てくるのですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

今回の研究開発施設を追加するといったことにつきましては、この農村地域工業等導入促進法の改正に伴うものではないです。農村地域工業等導入促進法の改正に伴うものというのは、引用条項が変わったということで、第3条第2号のイに農村地域工業等導入促進法の規定がございますので、それが法律が変わったということで読み替えたということでございまして、今回、その補助金の対象にしたというのは、市の単独の補助金のものでございますけれども、そこに対象施設を増やしたということでございますので、農村地域工業等導入促進法とは別な話だということで御理解いただければと思います。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、これは農村地域工業等導入促進法が改められた法律なんですけれども、これに基づいて丁寧な土地利用調整が行われ、市の計画に位置付けられた施設については、農用地区域からの除外や第1種農地における転用許可を可能とするものでありますけれども、今回の改正で、農地転用が原則可能になったとか、農用地区域や第1種農地における転用は、原則で許可になったりするものではないというようなことでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第55号について質疑を終わります。

△ 議案第57号 霧島市ふるさとときばいやんせ基金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第57号、霧島市ふるさとときばいやんせ基金条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

続きまして、議案第57号、霧島市ふるさとときばいやんせ基金条例の一部改正について、御説明いたします。議案は24ページ、一部改正条例新旧対照表は35ページをご覧ください。今回の改正につきましては、平成29年度かごしま応援寄附金市町村交付金交付要綱及びかごしま応援寄附金市町村交付金交付要綱施行規則が、平成29年8月31日をもって廃止されたことに伴い、霧島市ふるさとときばいやんせ基金条例中の、同交付金に係る文言を削除するとともに、第1条から第3条における「寄附金等」についても「等」を削除し、「寄附金」に改めようとするものでございます。以上で、議案第57号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

この交付金は幾らくらいあったのですか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

この交付金制度については、平成20年度から開始されております。平成28年度までの1年の平均が約160万円。これまでの合計が1,436万3,805円で、直近の平成28年度につきましては、179万825円の交付となっております。

○委員（植山利博君）

平成20年から始まって、平均で160万円から170万円の状況だったのだらうと思いますけれども、これの廃止に至った背景を、どのように考えられておられますか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

まず、この制度内容でございますけれども、鹿児島県と県内の市町村とで協議会を作りまして、県と市町村が一緒になって、寄附金の活動を行うというものでございました。ちなみに寄附金のうち4割が県のほうに、そして残りの6割については、市町村が指定されていればその全額、されていない場合は、市町村毎によって、人口等割で案分し交付されております。ただいま質問のありました背景につきましては、これまで協議を進めておりましたけど、第一は、市町村がそれぞれ個別のふるさと納税に大変力を入れられて、自主的なPR活動が功を奏して、それぞれ活動が展開されて

いる。いわゆるノウハウも市町村で持ってきたと。それと昨日も名古屋のほうにふるさと会に出向いてまいりましたけれども、寄附される側も県に寄附をすればいいのか、地元にするのかということで悩まれている方もいらっしゃったようです。お陰様で、昨日も今度からは霧島のほうに寄附をしたいというふうに言っていた方もいらっしゃいましたので、私どもと致しましても、自分たちのまちをPRしながら、独自の寄附金活動に力を入れてまいりたいと考えております。

○委員（植山利博君）

最近、それに対するお返しの品を非常に競い合って、過熱気味だということで、国のほうからもある一定の指針なりが示されたようですけれども、霧島市としては、寄附金に対するそのお礼の品の金額の上限を25%程度に抑えたいんだということでしたけれども、この考え方に今後も変わりはないですか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

今回の議会にも追加の補正予算の議案を提出いたしております。こちらの中でも、ふるさと納税の返礼については3割ということで予算を提案いたしております。これにつきましても、国の通知に基づくものでございまして、特に大きな指摘を受けてはいないところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第57号について質疑を終わります。

△ 議案第59号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第59号、霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○観光課長（八幡洋一君）

議案第59号、霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明いたします。議案は27ページから30ページ、また、追加資料として、平面図や完成イメージ図等を添付しておりますのでご覧ください。第1条の設置につきましては、先ほど部長の説明のとおりでございます。第2条の名称及び位置につきましては、名称は霧島市日当山西郷どん村で、位置は霧島市隼人町内1487番地1であります。第3条の西郷どん村に設置する施設につきましては、西郷どんの宿、イベント広場となります。第4条の開園期間及び開園時間につきましては、開園期間は4月1日から翌年3月31日まで、開園時間は午前9時から午後6時までとしております。第5条（使用許可）、第6条（使用制限）、第7条（使用許可の取り消し等）、第8条（権限譲渡等の禁止）、第9条（行為の禁止）につきましては、市の他の施設と同等の内容であります。第10条（使用料）につきましては、

別表第1及び第2のとおりとし、西郷どん村の入園料につきましては、無料。ただし、特別に企画した展示等を行う場合は、一人につき1,030円以内で市長が定める額とし、西郷どん村の区域内での第5条1項の行為に係る使用料は、塩浸温泉龍馬公園と同額としております。第11条(指定管理者による管理)、第12条(指定管理者が行う業務)、第13条(利用料金)につきましては、指定管理者に管理を委託する際の条文でございます。第14条は損害賠償の義務、第15条は過料、第16条は委任についての条文でございます。以上で、議案第59号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(池田綱雄君)

ただいま、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(蔵原勇君)

平成30年度は市内外の多くの来場者が見えると思われるんですけども、想定外の来場者が見えたときの臨時的駐車場というのは考えておられませんか。

○観光課長(八幡洋一君)

先日、上棟式をしました。旧道の西郷どん湯の前に空地がございますので、そちらをお借りしました。開園後に駐車場等の確保ということで、もし足りないようであれば、そういうところをお願いをしながら、また周辺にもまだありますので、そういう所も検討しながら、進めていきたいと考えております。

○委員(蔵原 勇君)

想定外と私は先ほど申し上げましたが、乗用車20台、バス3台というのは、非常に限定的な台数と思われて、周辺に例えばクッキーとか大きな駐車場があると思われるんですけど、あの辺も臨時で使えるように一定の調査もしてもらったほうがいいのかなと思うんですけど、どうですか。

○観光課長(八幡洋一君)

クッキーは民間の駐車場ですので、今申し上げました西郷どん湯の前は、1,500㎡くらいあって、何十台か止まりますので、そういう所を利用ができるのではないかなと。開園してみると駐車場が足りないということになるかもしれませんけれども、2年掛かりで整備を進めていく中で、しっかりと検討しながら、協議をしていきたいと考えております。

○委員(蔵原 勇君)

第4条の中で、開園期間は4月1日から翌年度の3月31日となっておりますけれども、時間帯は冬も夏も全く同じで捉えていいですか。

○観光課長(八幡洋一君)

おっしゃるとおりです。年中無休でやりたいということで、時間につきましても9時から18時と設定しております。

○委員(阿多己清君)

先般、上棟式があったという説明がありましたけれども、ここの進捗を教えてくださいませんか。本会議でも12月を目指してとかという話も伺っていますけれども、今の段階で教えてください。

○観光課長（八幡洋一君）

お手元にお配りしました1枚目の平面図を見ていただきますと、中央部に西郷どんの宿があります。ここが12月9日にオープニング式典をして、一般公開を12月10日という形で進めております。この12月9日、10日というのは、西郷さんが生まれたのが旧暦ですけれども12月7日ということで、新暦に直すと1月23日ですか、イメージ的に非常にいいなということと、大河ドラマの放映が1月から始まります。他の市町村も、西郷どん関係、明治維新関係の取組をして、ちょっとぼやけてしまう可能性もあるので、その1か月ぐらい前に、きちっとテレビ報道を呼びながら、集客を高める方策としては、この時期がベストではないかなということで考えております。それからイベント広場ですけれども、日本庭園と明治末期の西郷どんの宿ということになろうかと思えますけれども、ここは真砂土で整地をする程度ですので、池と西郷どんの宿、イベント広場が平成29年度で仕上がるというような流れになろうかと思えます。それから資料館、物産館、産地直売所等がありますけれども、ここに平成30年度に向けて販売所等ができないかということで、今回の9月議会に設計、地質調査等の委託料を計上させていただいております。これが平成30年度に計画をしているもの。そしてトイレについても平成30年度に向けて整備をしていこうということなんですけれども、このトイレにつきましては、県の魅力ある観光地づくり事業で提案をしておりましたので、平成30年度に向けて、県のほうが設計をし、平成29年度、平成30年度に建設ということで、これにつきましては県が100%ということになろうかと思えます。それから第1駐車場と第2駐車場がございますけれども、第1駐車場を平成29年度に本舗装をしていこうということで考えております。第2駐車場につきましては、平成30年度に物産館とトイレの工事をしますので、大型の搬入車がどんどん入ってくると、駐車場の形状を変えてしまうおそれがありますので、こちらは仮舗装ということで、第1駐車場と第2駐車場につきましても、魅力ある観光地づくり事業で採択を受けましたので、今後、県が100%でしていただくという流れになります。それから池とトイレの間に足湯がありますけれども、ここにつきましても平成30年度にしていきたいということで考えております。これも一部、魅力ある観光地づくり事業に採択になったところでございます。

○委員（阿多己清君）

条例の中に指定管理の規定も盛り込んでおられるんですが、実際、スタートしていくのは直営なのか、団体か、どこかに指定管理をさせるのか、そこらの計画はどうなんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

現在、全体が仕上がったときに、どうしていくかというところを議論しております。業種がいろいろ違ったりしてきますので、そういうものも視野に入れながら指定管理にするのがいいのか、委託がいいのかということも含め、きちんと協議をしていかないといけないと考えております。

○委員（阿多己清君）

当面は直営という形で理解していいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

当分の間は直営でやりたいと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

来年の1月から放映されますけれども、この西郷さんに関わる自治体は、県内に何箇所あるか把握していますか。

○観光課長（八幡洋一君）

この間も県で西郷にまつわる関連イベントとかに、いろんな市町村が出てきておりましたけれども、ほとんどの市町村が、ゆかりがあるなしに関わらず、いろんな形で取組をされているという現状でございますので、どれぐらいあるという数字はつかんでおりませんが、皆さん、観光客がいらっしゃるということを前提に、どう周遊させていこうかなというような協議をされておりますので、全体が対象になるのではないかなと考えております。

○委員（木野田誠君）

この施設の平成30年度の集客予定数は、どれくらいを予定していらっしゃいますか。

○観光課長（八幡洋一君）

塩浸温泉で申し上げますと、平成22年5月1日にオープンをして1年間で20万人を超えました。現在、14万人から15万人という方々が、今の数字となっておりますので、同数以上の数字が見込めるのではないかなというふうに試算はしています。

○委員（木野田誠君）

塩浸温泉は、龍馬伝もありましたけれども、大河ドラマにはあまり関係ないというか、今度は西郷どんという大河ドラマですから、15万人ないし20万人では、ちょっと少ないのではないかなという気がするのですけれども、それで落ち着いているんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

あくまでも試算ですので努力はしていきたいとは考えておりますが、今申し上げましたとおり、2年計画で物産館、足湯、トイレ等を仕上げていくということで、西郷どんの宿とイベント広場、庭園についてはオープンをしておりますけれども、反面、横では工事をしている最中というようなこともございます。工事車両等も来る関係で、どのようにしていけるかということも業者さんとも打合せをしながら、やっていかないといけないわけなんですけれども、目標は、塩浸温泉が実績がありますので、そういうところを超していきたいというような気持ちで頑張りたいと思います。

○委員（中馬幹雄君）

この大河ドラマに関する観光客というのは、人気度でものすごく左右されるということらしいんです。試算で15万人とかありますけれども、この駐車場ではとてもじゃないけど、どうだろうかと考えております。ですから、観光客が多いということはいいですが、これが一過性にならないように、こういう大河ドラマに関するものは、2年くらいで見捨てられるというか、毎年、新しいもの

ができるわけですから、その辺を考えながら、観光客が持続するような方向で頑張っていただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

今、霧島神宮のお客さんの滞在時間は、大体40分くらいなんです。この西郷どんの宿を企画されるときに、宿とか資料館、物産館とあるわけですが、お客さんの滞在時間を大体何分くらいと考えると計画されましたか。

○観光課長（八幡洋一君）

仕上がった場合に展示物を見ていただいたり、庭園で写真を撮っていただいたりということ。それから物産館で買物、そしてレストランというようなものを想定しておりますので、レストランまでの利用が頂けるのであれば、やはり1時間前後の時間を要すると。さらに、今、シルバー人材センターのほうでしっちょいどんの養成講座をしております。これは西郷さん、それから西郷どんの村を中心としたまち歩きを計画をして、8回の養成講座をしながら、12月10日に向けて進めておまして、受講生は48名いらっしゃいます。そういう方々においでいただきながら、周辺には温泉施設もいっぱいあり、日当山侏儒どんの話、侏儒どん橋、湯本大権現碑などもありますので、あそこを拠点としながら、まち歩きもしていただきながら、周辺地域への波及効果も狙えたらいいなということで、今、作業を進めているところでございます。

○委員（有村隆志君）

この駐車場は問題ではないかと思うんです。前に弁当屋があるので、ここに御相談していただくとか、物産館とかできればたくさん来て困るのではないかと思うのですが、そこらは検討されているのですか。

○観光課長（八幡洋一君）

駐車場の台数については、非常に少ないと私も感じておまして、周辺をいろいろと見ながら検討しております。今、おっしゃる所も御相談に行きました。なかなか難しい結果となりましたので、その周辺を検討しております。まだ答えが出ていないところでございます。

○委員（有村隆志君）

借りるということもですが、将来的に見たときには、ここが一つの拠点になるわけです。今、霧島の温泉街もそうだけど、ホテルに人が入ってしまったら、丸尾などはだれも歩いていないというのが現状なんですよね。そこら辺を考えたら、車を置いて歩こうというのだったら、車を置く所がなかったら来ませんよね。そこらは、ちょっとお金を掛けてでも、これはやるべきではないかと。せっかくだから、一過性にならないように、その辺の決意をお願いします。

○商工観光部長（池田洋一君）

国道223号からの入口については努力はしたのですが、なかなか理解していただけなかったというのが実情でございます。有村委員が言われたような形で、絶対に駐車場が不足というのは、誰が見ても分かると思います。その近くに、今いろいろな交渉をしておまして、先ほど観光課長

からも申しましたように、約一千四、五百㎡の所等を確保できれば、そこに何十台も止まりますので、相手の御協力についてはいい返事をもらっているものですから、その辺で今後また対応をしないといけないと思っておりますので、努力したいと思います。

○委員（中馬幹雄君）

参考までに、これは真田丸の土産品ですが、霧島ならではの土産品というのは計画していないですか。出来上がった物を物産館とかで売ればいいのではないかと考えます。

○委員（阿多己清君）

塩浸温泉が15万人から20万人ということで来ておられるようなんですけれども、あそこより駐車場はあるような気がするんですけれども、実際、塩浸温泉でどのくらい止められるスペースなんでしょうか。

○観光課長（八幡洋一君）

国道223号沿いについては、普通車で10台くらいしかございません。駐車場が無いということで、上のほうの民地をお借りして、そこを第2駐車場としております。イベント等をするときには、そこに止めていただきながらやっておりますけれども、通常は、国道のあの辺りで行き来されております。オープン当初は第2駐車場も警備員を入れながらやっておりましたが、今の段階では、第2駐車場をイベントのときなどは使っており、全然使っていないということではないんですけれども、国道沿いの駐車場だけだという来場者になっております。

○委員（塩井川幸生君）

県のほうでしてくれる事業で、平成30年度の事業があるんですが、これは、ぜひ県のほうにも相談して、年度明けにすぐ取り掛かるような準備をしないと、ずっと1年間工事中になると思います。着工月と完成月の予定を教えてください。

○観光課長（八幡洋一君）

県の魅力ある観光地づくり事業については、先ほども申し上げましたとおり、トイレの所それから駐車場部分、足湯の部分につきましては、平成29年度が設計をいただいているという現状でございます。明けましたら、設計が出来ておりますので、市のほうとしては平成30年中に完成を目指したいと。この理由としましては、NHKの大河ドラマの放映が終わるのが12月ですので、年度、平成31年3月までやっていたら効果がないですということで、早期の着工をお願いしたいということで、県のほうも、早目にそういうところも加味してやりたいと返事を頂いているところでございます。

○委員（塩井川幸生君）

私たちも真田丸で上田市に行きましたけれども、そういう期間中に工事をやっている所はなかったです。だから、お客さんもものすごく多かったです。こういう計画でもらうのであったら、ドラマが終わる頃に出来上がって、一番人が来るときに、ここが工事中なんです。県のほうにも説明をして、出来上がったものが永続的にいい観光地になる方策を考えていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

名称を西郷どん村とされた背景をお尋ねしておきます。

○観光課長（八幡洋一君）

これまで地元の方々に説明会に来てくれということで出向いていったこと、それから市が説明会も開催をしました。8月2日に日当山地区公民館に、関係の皆様に来ていただきました。そのメンバーとしましては、日当山地区自治公民館の関係の皆様、姫城地区の自治会の関係の皆様、ウィメンズ隼人、商工会、商工会青年部、日当山温泉通り会、日当山旅館組合、霧島元気塾、ひなたやま華たれ会、日当山しゅじゅどん会、地区女性連、日当山会等の皆様、記載をしていただいたのが55名でした。全てだったのかもしれませんが。そういう方々に、いろいろと御意見をもらいながら、皆さんで協議をして、市長は仮でしたけれども、これまで日当山維新村というようなことで言われておりましたけれども、維新であったり、西郷どんであったり、侏儒どんであったり、どういう名称がいいですかという中で、ほぼ全員が一致したのが、西郷どん村ということで賛同を頂いて、市長にも了解いただいたことから、今回、霧島市日当山西郷どん村という形で提案をさせていただいているところでございます。

○委員（植山利博君）

それだけ多くの組織や団体、地元の方々を含めて意見交換をしながら名称を決められたということは、オール日当山、もっと言えば商工会とかその辺も含めて、地域の方々の思いを受け止められた名称だと、そういう意味では高く評価したいと思います。それで私が聞きたいのは、村という名称をつけられた背景には、どういう思いがありますか。

○観光課長（八幡洋一君）

いろいろと協議をする中で、村であったり、公園であったり、館であったりと、いろいろなものを出していただきました。こちらからも出しました。そういう中で、手を挙げていただきましたけれども、西郷どん村が16人、公園という方が7人、館という方が13人でした。最終的に霧島市日当山とか隼人とか、いろいろ出ましたけれども、霧島市日当山西郷どん村はいかがでしょうかといったときに、皆さん、それでよいと大きな拍手で決まったという経緯でございます。

○委員（植山利博君）

私が何を言いたいかと言うと、村ということは一つだけでは成り立たないわけですね。この館だけでは成り立たないわけですよ。住まいがあったり、いろいろな所があって、初めて村が成り立つと。地域のこんなに大勢の方が集まられて、その要望を受け止めて出来る施設ですから、ここだけじゃだめだと思うんですよ。要するに、その周辺もここにふさわしいような施設整備や今後民間の団体の協力、温泉であったり、土産物売り場であったり、商店であったり、酒屋であったり、そんなところが一体となって、今度造る建物をサポートする。その全体が、この観光の情報発信をするような地域になることを目指して、村と付けられているんだろうなと私は想像するわけです。ですから、その駐車場の問題も、例えば今新しくスペースを考えられていると。そこは誰でも止めら

れますよと。極端なことを言えば、銀行の駐車場だろうが、酒屋の駐車場だろうが止めて、その館までは足を運んでくださいと。あの周辺の200m, 300m, 500mぐらいの区域が、全部一緒になって、うちの駐車場使ってくださいよというような合意形成、そしてここに来た人が、近くの酒屋でお酒を買ったり、土産物を買ったりするような仕組み、そういうものを地域の皆さんと一緒にやってつくっていくことが一過性に終わらない取組になると思うんですけれども、そういうことを今後も担当課がイニシアチブを取っていき続けなきゃいけないと思うんです。その辺の覚悟はいかがですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

今、植山委員が言われたとおりでございます。とにかく、この西郷どん村を核としまして、その周辺のいろいろな団体の方とも協力しながら、あの日当山地区というものを、又は隼人の所を盛り上げていかなければ、せっかく造った意味はございませんので、私どものほうも、今言われたような形で、いろんな波及効果を及ぼすことができるようなやり方とか、それと行政単独では当然できませんので、我々がいくら頑張っても、民の方がついて処理してくれないと、当然そこは活性化につながらないものですから、いろいろな意味で、そこら辺を我々のほうで、うまくできるような形でもっていきたいと思っておりますので、その決意は固いものがございますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

この11条で指定管理による管理ということで、当面は直営でやるということでしたけれども、将来的には指定管理も視野に入れているということです。その中で、法人その他の団体であって市長が指定するものということで、法人でなくても、例えば地縁団体であるとか、通り会であるとか、温泉組合であるとか、そういうものにも指定管理をさせることができるという理解でよろしいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

そのとおりだと思います。

○委員（植山利博君）

どこかの企業をポンと持って来て、手馴れた企業に全部任すのではなくて、今回、日当山のいろいろな団体、若い団体の方、通り会、温泉組合の方々は、このことに非常に期待をしていると同時に情熱を持っておられます。ですから、本当に地元を愛する、地元が何とかしないといけない、日当山を何とかしないといかんという方々の思いを、やはり知恵を出して工夫をして、周辺にも経済効果が及ぶような取組をきつとされると思いますので、その辺のところのとのインセンティブを引き出すような取組をしていただきたいと思えます。ちなみに篤姫が260億円、真田丸が200億円という経済効果があったということで、我々も観光議連で真田丸の上田市に行きました。まちの中には、赤いのぼりがいっぱい並んでいて、議員の方々も陣羽織を着て迎えていただきました。正に官民一体となって、もちろん議会も一緒になって、真田丸の売込み、観光客の誘致に向けて取り組んでおられました。その中核を担当部署がノウハウで動くことによって、民間も動きますので、ぜひそ

ういう取組を求めておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第59号について質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時00分」

「再開 午後11時03分」

△ 議案第60号 字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第60号、字の区域の変更について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第60号、字の区域変更について、につきまして御説明いたします。土地改良事業の県営農村振興総合整備事業（霧島西部地区中福良団地）の施行に伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、大字嘉例川の字中村及び字市山の一部を字豆田に、字市山の一部を字中村にそれぞれ包括し、変更するものでございます。以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

地権者の理解は得られていますか。

○耕地課長（西元剛君）

地権者の理解は十分得られていると思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第60号について質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時05分」

「再開 午後11時07分」

△ 議案第58号 霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定

について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第58号、霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第58号、霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例制定について、につきまして御説明いたします。平成27年9月に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が公布され、これにより農業委員の選出方法が変更されたこと及び農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、本条例を制定するとともに、関係条例の改廃を行うものであります。以上で、私からの説明を終わりますが、詳しくは担当課長より説明させますので、御審議方よろしく願いいたします。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

それでは、議案第58号、霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例制定について、につきまして御説明いたします。今回の法改正では、農業委員会の主たる使命は農地利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確化するとともに、農業委員の選出方法について、地域の農業をリードする担い手が確実に農業委員に就任するよう公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に、また、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、自らの担当区域において農地利用の最適化を進めるための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設することなどが定められております。農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項により条例で定めるとされていることから、第2条で農業委員の定数を19人に、第3条で農地利用最適化推進委員の定数を21人としております。また、第4条では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬の支給時期について、霧島市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定める年2回の支給にかかわらず、3月の1回払いとしております。なお、この条例の施行期日は、現在の委員の任期が平成30年4月30日までとなっていることから、平成30年5月1日とし、霧島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例及び霧島市農業委員会委員の選挙区に関する条例を廃止し、農地利用最適化推進委員の月額報酬を定めるほか、今回の法改正により新たに創設された農地利用最適化交付金を原資とした年額報酬等について定めるものであります。以上で、説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○副委員長（厚地 覺君）

旧1市6町の推進委員は、どのような配分になっていますか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

農地面積等で割振りをいたしております、国分が4人、溝辺が4人、横川が2人、牧園が4人、霧島が2人、隼人が2人、福山が3人の計21人でございます。

○副委員長（厚地 覺君）

農業委員の定数はどうなっていますか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

19人となっております。農業委員につきましては、霧島市全体を見るということで、担当地区割というのはできないというふうになっております。

○副委員長（厚地 覺君）

これは、主に認定農業者を市は推薦するわけですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

農業委員の任命にあたって要件等がございます。まず、認定農業者及び認定農業者に準ずる者が農業委員19人の過半数を占めなければならないという要件が一つございます。もう一つが、農業者以外の中立的な立場の者が入らなければならない。あと女性、青年の積極的な登用をしなければならないということがございます。霧島市の認定農業者が過半数を占めなければならない理由がございまして、委員の定数に8を掛けた数、19人に8を掛けた数が、霧島市全体の認定農業者は現在284人おりますが、それを下回る場合については、農業委員19人の過半数は認定農業者でなければならないというふうに定めがございます。

○委員（植山利博君）

今のところが理解しにくかったので、もう少し詳しく説明をお願いします。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

まず、要件を申し上げますと、区域内における認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合は、認定農業者が過半数を占めなくてもよいとされております。霧島市の場合は、新たな委員19人に8を掛けた人数が152名となっております。現在の霧島市の認定農業者の数が284人でございますので、この284人よりは少ないということで、過半数は認定農業者でなければならないということになります。

○委員（植山利博君）

これまでの公選から市長が任命をするというところは、大きく変わったんだろうと思います。今の説明の中で、地域の農業をリードする担い手が確実に農業委員に就任するよう公選制を廃止しということですが、ということは、これまでの公選制では、地域の農業をリードする担い手が、公選では反映されないということを反省をした上で、市長の任命制に変えるということだと思うんですが、公選制という意味では、ある意味では非常に民主的な手法であると思うわけですが、そこらの背景をお示してください。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

今回の法改正に至りました背景でございますが、これまでの究極の目標が変更になっております。

これまで農業委員会法というのは制定以降4回程度の改正しかないわけで、究極の目的が変更されたということは非常に大きな改正であるかと思えます。その改正の中で、特に農地利用の最適化というものが位置付けられまして、なぜそういうものかと位置付けられたかという理由につきましては、我が国の農業の生産性を高め、成長産業としていくため担い手への農地集積や担い手ごとの農地の集約化をさらに加速していく必要があると。もう一つが、農業者の高齢化に伴い、遊休農地が拡大する中で、遊休農地の発生防止と早期解消に努めることが、特に重要な課題となっているというようなことで、まず必須の事務が位置付けられております。その後、先ほど申し上げました究極の目標、農民の地位の向上というものが、農業委員会の主たる使命である農地の利用の最適化が必要であるというようなことから、農業の健全な発展にというふうに目標も変更されたというような背景がございます。

○委員（植山利博君）

おっしゃる意味はよく分かるんですけども、その公選制を任命制にしたというところの背景が、それで全てかと言われると、若干、疑問を持つというところでもあるわけですが、認定農業者が過半数を占めると、それから中立性、女性、青年の参加ということを言われましたけれども、数とか比率については、特段、特定はされていないんですか。例えば中立性の方を何名とか、女性を何名以上とか、青年というのが、どこまでが青年と言われるのか、そしてその数の割合、その辺は示されていないのですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

その前に、先ほど申し上げたところで、公選制について少しだけ付け加えさせてください。現在の農業委員会は、日本全国にございますが、その大体7割で選挙が行われていないような背景もございまして、そこらも含めて、公選制になったというところを付け加えたいと思います。中立的な立場等のものがどれだけかという御質問でございました。特に中立的な立場な方を何名という指定はございません。必ず入れなさいということでございます。この理由としましては、農業委員会が農地等の許認可権を持っておりますので、利害関係を有しないものが必要だという中身になります。あと女性、青年の登用につきましても特段ございませんが、青年につきましては50歳未満の方が望ましいというふうにされております。女性の人数等につきましても特にはございませんが、一般的には1割、2割程度の方がいらっしゃれば、女性の意見も通りやすいのかなというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

農業委員会の主たる使命は農地利用の最適化の推進ということなんですが、その最適化の推進ということについて、我々のイメージは、私個人的なイメージかもしれませんが、農業委員会というのは健全な農地を保全するという立場であるのではないかという思いがあるんです。一方では、例えば宅地開発であるとか、工場の誘致であるとか、土地利用の在り方でいろいろな問題が生じるというふうに理解するわけですけども、今回、あえて農地利用の最適化の推進ということと

良好な農地の保全ということとのニュアンスの違いを感じるわけですが、この辺はいかがですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

今回の農地利用の最適化は、中身が三つございまして、担い手への農地の集積、集約化を図っていくこと、もう一つが耕作放棄地を解消、防止していくと、三つ目が新規就農者を促進していくという、この三つが農地利用の最適化の中心の柱になろうかと思えます。その農地利用の最適化と農地の良好な保全とありますと、もともと農業の一番の土台となります農地でございますと、この農地が、最近、高齢化、鳥獣等の被害もございまして、どんどん、耕作放棄地になっていると。この農地を、そのまま放っておくのではなくて、農地というものは所有者において、ちゃんと管理をなささいというものが、農地法の中にもうたわれました。このようなことから、まず農地というのは管理をするだけではなくて、しっかり耕作できる状態に持っていきなさいということになろうかと思えます。

○委員（植山利博君）

そういう意味では非常に重要なことだと思えます。ただ単に農地を守るというのではなくて、やはりしっかりとそこで耕作をして、ある意味では集約化して、企業として成り立つような農業を確立するということだろうと思えます。先ほど農地利用最適化推進委員の地区別の数をお示しいただきましたけれども、これの選出はどのようになっているのですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

農業委員と農地利用最適化推進委員の選出の仕方で大きな違いは、農業委員は市長が議会の同意を得て任命すると。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員が委嘱をするということで大きな違いがございます。先ほど厚地委員からも御質問がありました農業委員の地区割というものはございません。しかし、農地利用最適化推進委員につきましては地区を指定して、その地区から公募、応募等によって出していただくという決まりがございます。先ほど、地区割を申し上げましたが、最適化推進委員につきましては、政令の定めにより100haに1人程度ということというようなこともございまして、面積割で、ある程度算出した数字を、先ほど申し上げております。ただ、その地区から必ず出るかというのは分かりませんので、その場合は、いろいろとお願いをしながら、定数に達するまで努力したいというふうに思います。

○委員（植山利博君）

その最適化推進委員については、公募なり手を挙げていただいて、それを決定するのは農業委員会が機関決定するという理解でよろしいですね。ということは、より現場を熟知した現場の方々が最適化推進委員に選ばれて、霧島市全体がどうあるべきということを議論する人たちが農業委員として機能していくと、そういう方には、中立的な立場の人や女性とか若い人たちも入れる中でやるんだと。全体のイメージは、そういう理解でよろしいですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

農業委員は合議制に基づいて総会の議決権を持つと。農地利用最適化推進委員につきましては、農地の利用の最適化を行うために、現場活動をしていただくというところが大きな違いになると思います。

○委員（植山利博君）

ということは、今まで農業委員の数もぐっと少なくなりましたから、それを補うために、そこがあって、今までの農業委員の方々が持っていた役割、機能、それをいくらか分散しながら進めていくという理解でよろしいですね。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

おっしゃるとおりでございます。

○副委員長（厚地 覺君）

農地利用最適化推進委員が現場活動を行うとなっけていますけれど、従来行っている現地調査あるいは一筆調査なるものは、全て農地利用最適化推進委員が行うという理解でいいですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

現在、37人の農業委員さんに市内全ての農地を利用状況調査していただいております。今、農地利用最適化推進委員は現場で活動を行うというふうになります。この21人の方を農林業センサスに基づいた農地を一人当たりで計算しますと、百七、八十haになるかと思っております。現在も非常に広い面積を確認していただいているんですが、21人だけで、これを調査するとなると、大変な御苦労になりますので、農業委員の方も、この利用状況調査には参加をしていただいで、全員で取り掛かっていければと考えております。

○副委員長（厚地 覺君）

農地利用最適化推進委員の報酬と、2回の支給に関わらず3月の1回払いとしておりますと、この辺はどういう意味ですか。なぜ、1回払いにするのですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

まず、市長が別に定める額の交付金は、今回、法律が改正になって、農地の利用の最適化というものが新たに追加されて、通常の業務よりは業務が増えることになります。それを補う財源として農地利用最適化交付金というものが、新たに新設をされました。この交付金が支払われる時期が、前年の実績等に応じて、2月等に一括して支払われるというようなことで、支払いの時期は条例で定めるのが9月との3月でございましたので、3月の1回だけというふうに変えさせていただきました。あと、市長が定める金額につきましても、最適化推進要綱の中に定められます担い手への集積、荒廃農地の解消率、そこら辺を含めて点数化され、その点数の最高点が、今回の条例で上げてあります55万8,000円という金額になっております。霧島市の現状としては、到底、この金額にいくような状況ではないということは申し添えておきます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第58号について質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午後11時40分」

所管事務調査（「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての所管事務調査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

所管事務調査、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情につきまして、制度創設に向けた国の動き等について、御説明させていただきます。今回の陳情は、現在、国において検討がなされています「全国森林環境税」の早期導入を求める意見書について、その「採択」と「本市議会から政府・国会等への意見書提出」を求めるものでありますので、税制度の概要等について、お手元の資料にて御説明させていただきます。全国森林環境税につきましては、平成26年度の与党税制改正大綱において、新たな仕組みを検討する旨が明記され、最終的に、本年度の与党税制改正大綱におきまして、税制度の創設に向け、平成30年度税制改正におきまして結論を得ることと決定されております。本制度の目的としましては、同大綱の該当部を抜粋した資料の四角囲いの中ほどにありますとおり、所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしようとするものであり、具体的には、①から⑤に記載してありますとおり、「市町村による間伐の推進」や「所有者不明森林の市町村による間伐の代執行」、「寄附受入れによる公的な管理の強化」のほか、「市町村の体制支援」等をこの制度で推進しようとするものであります。資料の2ページをお開きください。「2」と致しまして、制度創設に対する全国の地方団体の昨年度の要望内容の要旨を掲載しております。全体的には、制度創設に反対するような御意見はありませんが、「国と地方の役割分担の整理」や「現在37府県で導入されている独自課税との棲み分け」などが求められており、今回の陳情を行っている「全国森林環境税創設促進議員連盟」につきましては、昨年度も制度創設の早期実現を求める内容となっております。制度創設に向けた国での検討状況を「3」に記載しております。基本的には、ただいま申しましたような全国からの意見等を踏まえ、現在、総務省及び林野庁が連携して検討がなされている段階でございますが、最終的には、消費税の増税時期とのバランスの中で、政局により導入の可否が判断されるようでございます。なお、資料の3ページには、県の森林環境税関係事業の概要を添付しておりますが、ここまで、御説明しました全国森林環境税で予定されている使途事業とは、重複のない仕組みとなっておりますので、参考までに申し添えさせていただきます。以上、御説明いたしましたように、全国森林環境税は、森

林整備に対する市町村の役割を重視するとともに、これらに必要な市町村の財源確保や事業推進に係る人的支援を行おうとするなど、本市にとりましても、非常に効果的な支援策になるものと考えているところでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

前回もこういう主旨の陳情を出しているわけですが、現在37府県で導入されている独自の課税との棲み分けということですが、鹿児島県の状況をお示してください。

○林務水産課長補佐（山之内治君）

資料3ページの下の2の森林環境税事業の概要にございますとおり、1、森林にまなびふれあう推進事業、これは基本的にソフト事業であります。森林・林業に対する意識の啓発ですとか、若しくは児童生徒を対象にした森林環境教育、あと緑の少年団の活動推進とか、森林整備の担い手となり得るようなボランティアの育成、こういった方々が更にスキルアップして、森林整備の主体となれるようなところまでを支援しようというようなことでやっております。あと、1番目の大きな事業としまして公募事業というのがありまして、地域の自発的な森林に対する体験学習活動、こういったことについて、予算的に1,500万円ほどありますが、県民の公募式によるソフト活動を支援しようというものが一つであります。二つ目、森林をまもりそだてる整備事業、これがハード事業であります。間伐・植栽等の森林整備や地域特性を活かした森林づくり、県産材の活用推進といったことが大きな枠組みでありまして、未来につなぐ森林づくり推進事業、これは基本的には国庫補助事業の対象とならない、なかなか今まで手が届かなかった部分の間伐ですとか、植栽のプラスアルファの経費とか、若しくは全く国庫事業の対象にならない部分のフォローというようなものやっております。それと2番目の里山林総合対策事業では、道路沿線の緑地等の修景緑化とか、観光ルートに荒れた竹林とか、そういったところの整備といったものを主にやっております。それと木のあふれる街づくり事業は、県産材の利用促進ということで、県産材を活用した木製品ですとか木造の施設とかモデル性が高いものについて、主に公募方式によりまして、県産材の更なる利活用につながる部分を補助していこうと、大きくこういう枠組みでございます。一方、国のほうで組まれておりますのが、先ほどの説明の中でございましたが、基本的には毎月、政府のほうで総務省を中心に月1回の外部検討委員会で開かれていますのですが、その中でもかなり行き来してありまして、本年度の8月から9月をめどに大筋を決めようというお話だったんですが、それが賛否両論分かれてありまして、まだその骨が決まっていないという状況でございます。ただ、基本的な方向性として、市町村に主体性を持たしていこうという部分については、今のところ、まったくぶれておりませんで、基本的には手入れしない方々の山を、間伐等の森林整備について、市町村が督促すると、それに応じない方へは代執行する、又は放置されている山について、一部、寄附で受け入れて、その部分を市町村が管理して整備していくこととか、そういった部分を骨に、今検討がなされて状

況です。併せまして、全国的な状況ですが、市町村には専門の技術職員がいないというようなことから、そこに対する人的な支援ということで、その市町村へ専属のアドバイザーの設置経費、若しくは専属で置かなくても、外部の専門機関を設けて、そこに委託管理する経費といったところを補助していこうというような枠組みとなっております。

○委員（植山利博君）

現在は、県が徴収して県の事業としてやっているわけですね。今回、全国森林環境税を創設した場合は、使う分は、今おっしゃったように各市町村に交付するなりして、山の整備をするということでしょうけれども、課税、徴収の仕組みとしては、どういう形が想定されていますか。

○林務水産課長補佐（山之内治君）

今、総務省のほうで国税にするか、今の県民税に上乗せするか検討中です。

○委員（植山利博君）

現在は、県民税均等割に500円を加算しているということだけど、仮に県税になった場合は、これプラス県民税の均等割額に上乗せする可能性があるということですよ。

○林務水産課長補佐（山之内治君）

基本的にはそういうことです。今、想定している案では、さらに500円ということが基本になっています。

○委員（植山利博君）

仮に500円が想定されているということですが、例えば霧島市の山の手入れとか整備とか人の配置とかに、どれぐらいの交付があるかということまでは想定されていませんか。

○林務水産課長補佐（山之内治君）

その額も含めて全く白紙になっていると。先日の南日本新聞にも載りましたが、県のほうにも配分すべきだというような要望も出ておまして、今、そこが混沌としている状況でございます。

○委員（中馬幹雄君）

連盟に加入している自治体が、全国で627です。全国では少ないのではないですか。全国規模の問題ですよ。議会関係になるとそれに6割弱の353。本県においても、8会員数でありながら、議会が3です。全国的に網羅されていないのではないかと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○林務水産課長補佐（山之内治君）

基本は、全国市長会、全国町村会が中心になって、今まで活動されてきたと。それと今申された創設連盟若しくは創設議員連盟のほうにつきましては、政治的な呼び掛けもあって、加盟するかしないについては、部分的に判断されたとお聞きしております。

○委員（中馬幹雄君）

資料に県民税均等割に500円を加算とありますが、今、これは払っているのですか。

○林務水産課長補佐（山之内治君）

はい、払っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時58分」

「再開 午前11時59分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより自由討議に入ります。先ほどの議案審査順に行います。

△ 議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第55号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第57号 霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第57号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第59号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第59号について意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

施設の中に物産館、産地直売所等が設けられるということでありますが、これらに置く商品につきましては、霧島産品を幅広く販売できるような体制で、また特定の人だけの販売所ということにならないように、今後、気を付けてやっていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

質疑の中でも言いましたけれども、西郷どん村ということですので、この施設1か所に終わらずに、地域と通り会であるとか、温泉組合であるとか、地域の若い方々も巻き込んで、地域全体として、この施設を支えるような体制、そして、ここを中心として回遊性が高まるような地域づくりを含めて、一過性に終わらない取組を求めておきたいというふうに思います。それから、駐車場については今のスペースでは少ないというのは執行部も認めております。また新たに近くにスペースがあるということですので、その辺もしっかりと確保しつつ、十分な駐車場の体制を整えてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

日当山温泉という部分を頭に置いて、そこを活性化させようという気持ちを出したほうがいいのかなという思いも持っていますので、日当山温泉、日当山の活性化、そこらを含めてお願いをいたします。

○委員（中馬幹雄君）

平成30年度に造るといふのがあるわけですが、平成30年度に入りましたら、早期着工をお願いします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます

△ 議案第60号、字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第60号について意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第58号、霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第58号について意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案5件の自由討議を終わります。

所管事務調査（「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について）

○委員長（池田綱雄君）

次に、本日行いました所管事務調査について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第55号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

議案第55号，霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第55号について，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第55号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第57号 霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

議案第57号，霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第57号について，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第57号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第58号 霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定

について

○委員長（池田綱雄君）

議案第58号，霧島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第58号について，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第58号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第59号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

議案第59号，霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の制定について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第59号について，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第59号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第60号，字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

議案第60号，字の区域の変更について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第60号について，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第60号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で，議案処理を終わります。次に，委員長報告に付け加える点は

ありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは委員長報告については、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

所管事務調査（「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について）

○委員長（池田綱雄君）

次に、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について、議提として意見書を提出することについて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、別紙案のとおり意見書を提出すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、全会一致で別紙案のとおり意見書を提出すべきものと決定いたしました。ただいま、意見書を提出すべきものと決定しましたので、産業建設常任委員長名で意見書を議提として提出することになりますが、意見書については、別紙案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員長（池田綱雄君）

それでは、そのようにいたします。字句や言い回しなどの調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。提出先については、意見書案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。また、本会議での趣旨説明は、委員長がいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時09分」

「再開 午後 0時10分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

閉会中の所管事務調査についてですが、産業建設常任委員会の所管事項についてとして提出した
いと思いますが、よろしいですか。

[[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。次に、その他として何かありませんか。

[[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で、産業建設常任委員会を
閉会いたします。

「閉会 午後 0時15分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 池田 綱雄